

令和6年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立春日高等学校
課程又は教育部門	全日制課程

53

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

いじめは、『いじめ防止対策推進法』第1条にあるとおり、「生徒の教育の権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」であると捉え、本校ではいじめ防止対策に取り組む。教職員は第2条のもと、第3条にあるとおり、「いじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを放置しない」生徒、及び「学校内外を問わず、いじめの問題を克服する」力を持った生徒の育成を目指し、次の目標を掲げる。

- ・教育活動全般を通して生徒の健全な道徳心を涵養する。
- ・学校の全教育活動の場で生徒の状況を把握し、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- ・いじめの発生状況、学校いじめ防止基本方針に基づく取組状況等を学校評価の評価項目に位置づける。
- ・様々ないじめの態様に対応できるよう教職員の研修を促進する。
- ・職員会議や学年会を通し、教職員間で生徒に関する情報の共有化を定期的に図る。特に、養護教諭との日々の連携を欠かさない。
- ・特別活動や日常の教育活動を通して、生徒との信頼関係を築く。
- ・保護者等との連携を密にし、家庭との信頼関係を築くとともに、相互の情報の共有化を図る。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

教職員の資質向上を図るために、以下のような職員研修を実施する。

まず、教職員用チェックリストを活用した研修で、教員各自が自分自身の生徒理解や生徒の状況を把握する能力を客観的に確認し、改善点を認識できるようにするとともに、発達障がいや性同一性障がい等、きめ細かな対応が必要な生徒について、正しい理解の促進を図る。次に、各種行事を通して、生徒の社会性を育み、学校への帰属意識を高めるとともに、生徒の健全な人間関係づくりを支援する環境整備や、指導の在り方についての理解を深める。部活動についても同様だが、クラス・学年を越えての、主として放課後や休日の活動であるため、よりいっそう日頃からの未然防止対策が必要である。顧問はいじめのない環境で部活動を実施するために、部室の使用法や人間関係をよりよく形成できるような活動内容及び方法について、機会を捉え指導を行う。また、授業研修を通して、日常の授業の中に交流活動や発表の場を有効に取り入れる手立てを学び、生徒間の相互理解を促す授業づくりへの意識を高めることで授業改善に資するものとする。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（１）基本的考え方

教職員は「いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こり得る」ものであるという認識のもと、日常の些細な兆候を見逃さないよう、生徒からの情報収集や教職員間での情報交換を密にする。たとえば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調査し、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。また、いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合もあるため、生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めるとともに、生徒が主体的に参画し、いじめの防止に向けた方策を議論し、実行する取組を推進する。

（２）いじめの早期発見のための措置

陰湿ないじめほど周囲の目から隠れて行われるため、教職員のいじめを見抜く能力を高めるとともに、授業や行事以外の生徒の日常の場においても積極的に生徒観察を行う。さらにいじめの被害に遭っている生徒や、周囲で不審を感じている生徒に対し、自ら周囲に援助を求めることの重要性を理解させるとともに、よりいっそういじめを訴えやすい体制づくりを心がける。本校では、全教職員で『いじめ早期発見のためのチェックリスト（教師用）』を確認することで、いじめを見抜く力を高め、生徒に対しては校内２箇所に設置している相談ポストの利用を呼びかけ、さらに毎月実施の「学校生活アンケート」や「いじめアンケート」により情報の収集に努めている。また保護者等に対しても情報提供を呼びかけ、保護者等向け「いじめアンケート」の実施や教育相談の案内、電話相談窓口及び「いじめチェックリスト」の配布などを行っている。なお、生徒や保護者等が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該者にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、ＳＯＳやいじめの情報提供に対しては、必ず学校が迅速に対応することを徹底する。

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（１）基本的考え方

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会(外部有識者を含む)を活用して行う。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。その際、心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切な対応を行う。また、インターネットや携帯電話・スマートフォンを利用したいじめは、認知が難しい場面が想定されるため、いじめた側といじめられた側との事情聴取の内容をよく吟味し、周囲の生徒への事情聴取等も含めて事実の正確な把握に努めなければならない。指導は、いじめられた生徒の精神的な苦痛を除く心のケアを最優先し、基本的には健全な人間関係の再構築を念頭に置いて指導に当たらなければならないが、その際、加害生徒に対しても、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが必要である。また、事案によっては、当事者のみに限らず、クラスや学年、全校生徒に向けて人権教育を含めた指導を行うこととする。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめ（疑いのある事案も含む）を発見、または通報・相談を受けた教職員は一人で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、速やかに、いじめ問題対策委員会に報告して職員の情報共有を図り、学

校の組織的対応につなげる。その際、管理職から県教育委員会へ第一報を行う。その後は当該組織が中心となって調査体制を整え、速やかにいじめを受けた生徒及び通報・相談した生徒から事情を聴き取るなどして、当該生徒の安全を確保する。次に、いじめたとされる生徒及び関係生徒から事情を聴取して詳細な事実確認を行い、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果については県教育委員会に報告するとともに、被害・加害双方の生徒及び保護者等にも連絡する。なお、部活動において顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。そのため、部活動指導員や非常勤講師等が部活動の指導を開始する前に本対応について周知する。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒とその保護者等に対し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境づくりを最優先し、いじめた相手に対する指導は、いじめられた生徒とその保護者等の意向を十分に斟酌して慎重に行うことを説明する。また、状況に応じて外部の専門機関とも協力し、当該生徒・保護者等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを十分に行う。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者等への助言

いじめた生徒の中には、自分の言動が、いじめにあたるとの認識が乏しい生徒もいる。そのため、いじめた生徒に対しては、詳細な事実確認により自分の言動を客観視させ、それらがいかに関手を傷つけるものであったかを自覚させる。また、いじめた生徒の保護者等に対しては、事実を正確に伝えることで重大事案であることを認識させ、この件を契機に、健全な人間関係を構築する社会性や道徳心を身に付けさせるよう指導する旨を伝えたいうで、指導に対する家庭の協力を要請する。さらに、被害を受けた側の心情を伝え、謝罪や人間関係の回復の手立てなどを、共に検討しながら進めていくことを確認する。なお、いじめの加害者である生徒に対して特別指導を行った場合には、学習支援等、教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪だけでなく、被害生徒の回復、加害生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。このことを踏まえて、その集団にいじめを許容する雰囲気になかったか、当事者をとりまく各個人が傍観者や観衆になっていなかったかなどを当該集団に主体的に考えさせ、そのような行為や態度がいじめを助長する結果となったことを認識させる必要がある。その上で、いじめを許さない行為や態度についても考えさせ、被害生徒・加害生徒を適切に受け入れる雰囲気を醸成する。

(6) ネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは秘匿性が高いため、生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上に拡散してしまいたいじめに係る情報は消去が困難であり、当人はもとより、学校・家庭・地域社会に深刻な影響を及ぼすものとなる。そのため、被害が発生した場合には、被害生徒を守るための迅速な対応が必要となる。具体的には、インターネット上の不適切な情報等については、プロバイダーに対して直ちに削除を要求する、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める、生徒の生命等に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める、等を行う。また、被害生徒の悩みや不安の解消のために、教育相談体制の充実を図り、法務局等関係機関の取組を周知するとともに、生徒に対し、いじめ行為が刑法上名誉毀損罪、侮辱罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させ、情報モラル教育やネットパトロールを強化し、保護者等に対しての啓発活動にも努めなければならない。

(7) いじめの解消

いじめの解消については、単に謝罪をもって安易に解消と見なすことはできず、①被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)、②被害者生徒が心身の苦痛を受けていないこと、以上2つの要件が満たされていなければならない。加えて、被害者生徒及びその保護者等に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを、面談等により直接確認することも求められる。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとし、「いじめが解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒について、「見守りノート」等を作成して日常的に注意深く観察する必要がある。これらのことを行った上で、被害生徒及びその保護者等の心情も斟酌し、いじめ問題対策委員会を開催して校長がいじめの解消を判断する。なお、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性について日頃の様子を注意深く観察する。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法・第28条関係)

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合は、直ちに県教育委員会を通じて県知事に報告する。また、県教育委員会の指導の下、速やかに調査組織を設置する。

調査組織は、県教育委員会の指導の下、迅速性という観点から学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、適切な専門家を加えて構成する。適切な専門家とは、弁護士、医師、スクールカウンセラー、警察官経験者等、専門的知識及び経験を有する者で、当該事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係がなく、かつ、職能団体や大学、学会から推薦された者とし、公平性・中立性を確保する。

調査の実施に当たっては、いじめ行為の内容やいじめを生んだ背景、生徒の人間関係、学校職員の対応など事実関係を明確にし、因果関係の特定よりも客観的な事実関係を速やかに調査する。なお、生徒や保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等にあたる。

(2) 調査結果の提供及び報告

調査結果は、教育委員会を通して県知事に速やかに報告するとともに、「いじめ防止対策推進法第28条第2項」に則り、教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒やその保護者等に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。なお、調査結果には今後の同種の事態への防止策や当該生徒の保護者等による、調査結果に対する所見を含めるものとする。

いじめを受けた生徒やその保護者等への説明に際しては以下の点に留意する。

- 適時・適切な方法で経過報告を行うこと。
- 他の生徒のプライバシー保護に配慮すること。
- いたづらに個人情報保護を盾に説明内容が不十分にならないこと。

また、アンケートによる調査等は、被害生徒やその保護者等に提供する場合があることを、事前に調査対象となる在校生やその保護者等に説明する等の措置をとる。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 いじめ問題対策委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

校長、副校長、教頭、事務長、教務部長、生徒部長、ガイダンス部長、研修部長、生徒課長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権教育推進委員、養護教諭に加え、必要に応じて外部専門家等や担任等を充て、「いじめ問題対策委員会」と称し、以下の業務を行う。

ア いじめの未然防止のための企画立案

いじめを行わない、いじめを許さない人格の形成を目指し、いじめが起こらない人間関係を構築できる生徒の育成に取り組み、未然防止に努める。

- 全校集会での校長・生徒部長等の講話
- 学校行事やクラス活動での健全な討議の支援
- 携帯電話などに関する非行防止学習
- 職員研修を実施し教員の意識向上に努める
- 学校行事や部活動の指導を通じた相互尊重の精神の涵養 など

イ いじめの早期発見に努める学校づくり

いじめは友人間で起こることが多く、また暴力を伴わない精神的苦痛を与える行為も多いため、教員一人一人が生徒のわずかな変化を見逃さず、かつ複数の教員で確認できる体制が必要である。また、被害生徒が相談しやすい体制づくりも大切である。

- 定期的に行われる担任会、連絡検討会、生徒サポート委員会などで生徒の状況について情報の共有を図る。
- 担任を中心に、部活動顧問や授業担当者、養護教諭等と十分に連携し、生徒の状況を把握する。
- 定期的実施するアンケートや相談ポストを活用し、生徒の状況を把握する。
- 他の専門機関等の連絡先を周知するなど、相談しやすい環境を整備する。 など

ウ いじめ発生時の対応

いじめと疑われる事案が発生した場合、まずは被害生徒側の視点に立ち、速やかに調査の体制を整え、事態の解決に向けて全教職員が協働し早期に対応する。

- いじめを発見、または通報・相談を受けた教職員は、他の業務に優先して、かつ、速やかに、いじめ問題対策委員会に報告する。

- 生徒課長が中心となり学年や部活動顧問等と連携し詳細の把握を行う。
- 養護教諭や特別支援教育コーディネーター、必要があれば外部の専門家と連携し、被害生徒の精神的なケアに努める。
- 生徒部長、担任を中心に適宜保護者等への対応に当たる。
- ネットいじめについては、警察への相談体制を活用し、速やかに可能な限りの事態の収束を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

校長は、いじめにより重大事態が発生した場合は、県教育委員会にFAXにて第一報を行う。更に外部機関との連携が必要と判断した場合は、県教育委員会の指導・支援を受け、事案の性質に応じ、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者やその他の関係者を含んだ「いじめ問題対策委員会」を組織するとともに、対応や調査についても県教育委員会の指導・支援を得る。また、いじめの内容によっては、警察等関係機関との連携を図る。

- 「いじめ問題対策委員会」が調査にあたり、客観的な事実関係を網羅的に把握する。
- 生徒部長が事実関係をまとめ、校長、副校長、教頭に報告する。また、事実把握に不備があれば再度調査を行い客観的事実関係の把握に努める。
- 被害生徒やその保護者等に対して、養護教諭や専門的な知識を有する者の判断を参考に精神的なケアに努め調査を行う。

7 学校評価

近年のいじめは、SNS等によるいじめの陰湿化で教員には見えにくくなっている実態がある。そのため、日頃の生徒観察、コミュニケーションや家庭との連携の必要性は大きく、その基盤となる教員との信頼関係の構築が重要である。そこで、以下の項目を学校評価に位置付け、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解決のための具体的な対応を評価の対象とする。

- ・早期発見のために日頃の生徒観察や月1回のアンケート調査等の分析を十分に行い、気になる状況がある場合は職員会議等を行い、早期に職員の共通認識を図り、生徒への対応、保護者等への説明と観察依頼等を行い早期の対応・解決を図る。
- ・定期的に生徒サポート委員会や担任会等を行い生徒の動態とともに学習状況等を確認している。その際に、いじめに関する観察結果や今後心配される事柄などを職員で共有・検討し、生徒観察の強化や臨時的個人面談を実施するなどの方策をもっていじめの防止等を心がける。
- ・定期または臨時に個人面談を実施し、生徒の状況や意識の変化を観察するとともに、友人関係の変化等を聞き取り、いじめ防止に関する情報収集の一助とする。
- ・各学期の終わりには保護者等面談(年2回)を実施し、長期休暇中の生活について注意を促すとともに、いじめに関する保護者等アンケートや家庭におけるいじめ発見のきっかけ(家庭用いじめチェックリスト)などを説明し、気になることは学校(担任)に連絡をしていただくよう依頼する。家庭でのいじめ防止に関する意識の啓発と学校との素早い連携による早期発見、早期対応、早期解決を目指す。
- ・教職員に対しては、年度の早い時期にいじめ撲滅のための研修会を計画的に行い、早期発見のための生徒観察のポイントや早期の対応の在り方などを研修する。また、最近増加傾向のネットによる誹謗中傷からいじめに発展した事例、更には自殺に発展した事例などを研究し、このような事例が発生しないための教育活動の在り方や発生した場合の考え方と対応についても十分に研修を行う。
- ・授業中等に生徒の気になる言動等があった場合は、授業を中断して生徒の言動について考えさせるなどの積極的な指導を行い、教員のいじめ撲滅についての姿勢を伝える。
- ・いじめに対する教職員の在り方については、被害者の視点に立つことを大前提とし、いじめを絶

対に許さないことを生徒にも集会等の機会あるごとに伝え、学校としてのいじめ防止や撲滅に向かう意志を確実に伝える。

・「学校いじめ防止基本方針」を研修会に活用し、共通認識を図った上で生徒の状況の把握を含めた生徒観察を行い、学校としていじめを許さない姿勢を常に生徒に伝える。